

## 尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付要綱

### （目的）

第1条 利用者処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している尼崎市内に設置する民間社会福祉施設に対して、人件費の一部を支援することにより、利用者の処遇の向上を図ることを目的とする。

### （交付対象者）

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する認可保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条に規定する幼保連携型認定こども園（以下「交付対象事業者」という。）を対象とする。

### （交付対象経費）

第3条 交付対象事業者において、利用者処遇に直接影響のある施設職員の加配に要する経費とする。

### （補助金の額）

第4条 市長は予算の範囲内において、この要綱に基づき経費の一部を補助するものとし、補助金の額は別表1の規定に基づき算出した額とする。

### （交付申請）

第5条 補助金を受けようとする交付対象事業者は、尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に指定する期日までに提出しなければならない。

### （交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、関係書類を審査し、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）するものとする。

2 市長は、交付決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付すものとする。

3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付の申請をした交付対象事業者に通知するものとする。

### （交付決定額の変更）

第7条 前条第3項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定事業者」という。）が通知された補助金の額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとする場合には、尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添付して市長に指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により、交付決定額の変更を決定したときは、尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により交付決定事業者に通知するものとする。

### （実績報告等）

第8条 交付決定事業者は、事業完了後速やかに、尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金事業実績報告書（様式第5号）を市長に指定する期日までに提出しなければならない。

### （請求等）

第9条 交付決定事業者は、尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金請求書（様式第6号）を提出して市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求があったときは、交付決定事業者に補助金を交付するものとする。

### （補助金の取り消し等）

第10条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、既に行った交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を尼崎市民間社会福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）運営支援事業補助金返還命令書（様式第7号）により返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
  - (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
  - (3) 偽りその他不正な手段により補助金を受けたとき。
  - (4) 尼崎市暴力団排除条例に規定する第2条第2項から第4項に該当するとき。
  - (5) 暴力団等の利益になるとき。
- (善管注意義務)

第11条 交付決定事業者は、当該補助金に係る部分について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その適切な運用を図らなければならない。

(補則)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年1月5日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成21年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成21年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年2月14日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成23年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成23年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成26年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成26年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年11月4日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成27年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成27年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年3月3日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成28年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成28年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年12月26日から実施する。

(経過措置)

- 1 平成29年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成29年4月1日に遡及して適用する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月31日から実施する。

(経過措置)

- 1 令和元年度分に係る交付事業の対象となる経費については、平成31年4月1日に遡及

して適用する。

#### 別表 1

##### 補助金の額

施設の配置基準を上回る実人員（国等による加配人数分を除く）を配置した場合に、次の a、bにより算定した額の合計額とする。

a 交付額＝加配人数×90千円（ただし、職員1人当たりの平均勤続年数※が11年以上の施設にあつては、108千円とする。）

※ 職員1人当たりの平均勤続年数とは、交付申請年度の施設型給付費等に係る処遇改善等加算率の申請に用いた年数をいう。

b 交付額＝加配人数×8/15×30千円